



## 2. 審議事項

(議長) より、審議事項①「期間契約指導員就業規則の改訂」について執行部に説明が求められた。

(金森副理事長)より、「特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク期間契約指導員就業規則第 49 条(職種の転換)の改訂の理由について、キャリアアップ助成金を申請するにあたり福岡労働局 福岡助成金センターからの助言により改訂をする。キャリアアップ助成金とは、非正規雇用者の正社員化、人材育成、処遇改善などの取り組みに対して助成する制度。改正案は「任用試験によって」および「実施時期は、上記条件を満たした場合に随時とする。」という文言を追加で入れるよう助言があった。この内容で原案骨子に変更の無い程度の字句等の修正については、理事長に一任するという形で、8 月 20 日から施行するものとし本日のご審議をいただきました。」旨の説明がなされた。

(議長)より、質問や意見が求められたが特になく「審議事項①期間契約指導員就業規則の改訂について、承認いただける理事の挙手を求めます。」旨が伝えられ、議決権行使書の賛成 3 名を含む賛成 23 名(審議後出席者 2 名)で承認され、審議事項①は終了した。

## 3. 代表者会議 協議事項

(議長)より、協議資料①筑紫野市教育員会からの提言について執行部に説明が求められた。

(金森副理事長)より、

「Ⅰ①減免について、法人ではひとり親世帯のみが減免対象となっているが、非常変災時等にも対応できるよう柔軟な対応をお願いしたい。この件に関して執行部の見解としては、予算等の関係もあり法人の一存では決定できないため市教委と協議をしていく。

Ⅱ①人数確保について、現在も非常勤指導員の配置がなく、季節保育もあるため対応策を講じてもらいたい。この件について執行部見解は、現在も非正規職員は 5 名不足であるが、代替指導員を充てる等の対応をしている。また人員確保のため随時、求人募集をしており、市の広報、ホームページにも掲載中である。

Ⅱ②支援児の加配配置について、現在、市負担の支援児加配については、「療育手帳の有無」による判断になっているが、療育手帳はないが支援を必要とする児童は増えている現状を踏まえ、今後の検討課題としたいと話があった。この件について執行部の見解は、本日も 2 学童から要望書の提出があった。療育手帳の有無で判断をしているのは市役所であるが、子育て支援課の時代から「今後の検討課題」というのが回答であった。支援児加配は 100%国の予算であるため、要望をしていく。

Ⅱ③人事異動について、特別な事情が無い限り「放課後児童クラブの中長期的且つ継続的に子どもの育成に取り組む」という理念から考えると大幅な人事異動についてはこのましくないと考える。指導員の交通手段等を加味しながら配置を検討してもらいたい。この件について執行部見解は、人事異動については、規約で定められているが、今年度は特別な事情により大幅な人事異動がなされたと理解して欲しい。

Ⅲ①延長保育について、延長保育については 27 年度から実施しているが、19 時までの利用人数の現状がわからない。そのため内容を精査するため情報提供をお願いしたい。執行部見解としては、利用児童の内容を把握し、精査する。

Ⅳ①名称の変更について、学童保育については、『放課後児童クラブ』へ、指導員については『支援員』へと名称を変更したいが問題はないかという件について、執行部見解としては、H28 年度の重点課題に、組織規程等の整備を挙げており、H29 年 4 月 1 日からの変更を予定している。」旨の説明がなされた。

(議長)より、以上の説明を受け、質問や意見が求められたが特になく協議は終了した。

(議長)より、②各学童からの意見を頂いている件について執行部に説明を求められた。

(金森副理事長)より

◆二日市北学童【長期休みのアルバイト配置について】

学生アルバイトの手配が困難、アルバイトを頼める学生を知らない、事務局への面接の手間が問題。保育系大学に求人を依頼すること、アルバイトの面接時の事務局への交通手段確保が必要である。

(執行部見解)

保育系短大、大学には求人をしているが応募がない状況であり、事務局でのアルバイト面接は必要不可欠であるとする。事務局は西鉄桜台駅から徒歩 8 分程度であるためご理解いただきたい。

◆二日市北学童【指導員の緊急時の代替指導員の確保が困難】

代替指導員がどこの学童の勤務に入っているのかわからないので手当り次第の連絡になる。退職した職員へ代替登録職員の要請をお願いし、なお定年延長を希望する。またどの学童に勤務しているかわかるように一覧表を作成すると連絡を取りやすい。

(執行部見解)専務理事が既に退職の職員には代替登録について話をしている。代替指導員の定年の延長については H28 年 4 月 1 日より労働基準局の指導により 65 才定年としたという経緯がある。一覧表の作成については検討をする。

◆阿志岐学童【特別加配申請について】

現在、手帳をお持ちの児童 1 名に加配指導員が 1 名ついているが、他児童との関わりの中で手が出ることもある為目が離せない状況である。それ以外に支援を必要とする児童が 4 名在籍しており、指導員の手を個別に必要としている。一人ひとりの言動が全体の流れを乱してしまうなど他児への影響が出ている。少しでも子どもを見る目を増やすことで子どもの状況把握・対応ができるのではないかと考える。特別加配申請で非正規 1 名増員の対応をお願いしたいとの意見がなされた。

(執行部見解)近日中に保育状況などの現状把握のため、専務が視察に行く予定である。

◆吉木学童【労働条件について】

10 時出勤時の延長保育従事者は勤務時間を 7 時間に調整するため 2 時間休憩を定められているが、この 2 時間の費やし方に苦慮している。年度途中 11 月頃に導入されたが、本来は、通常 1 時間の休憩後、速やかに現場に戻り業務にあたりたいが、定められた休憩時間をとらないと放棄したことになるため、2 時間過ごす休憩場所もなく、無駄にガソリンを使って時間を潰しているのが実態である。昨年 4 月当初、延長保育を導入する際にはこの指示はなく、10 時出勤時の延長従事者は休憩 1 時間で、1 時間超過勤務という処理だった。

(執行部見解)2 時間休憩については第 10 期第 3 回定例理事会に於いて審議可決され、その内容は 27 年 10 月 23 日の法人研修で全職員に周知していることである。また頻度については月に 1 回から 2 回程度であるという事、休憩場所については、パソコン室などを整理整頓して休憩室の確保をお願いする。

◆山家学童【指導員に賞与はないが、賞与に代わる手当を付けることは可能か】

例えば酷暑手当など。働いている保護者の多くはボーナスを貰っているので、指導員にはない為申し訳ない。

(執行部見解)8 月に指導員による待遇改善プロジェクトチームを発足した。今後、労使間の協議として取り組んでいく。

◆二日市北学童【運動場フェンスについて】

運動場横に面するフェンスが低くボールがフェンスを超えて通行人やバイク、車などに当る。実際 5 月 18 日にもボールがフェンスを超え車のフロントガラスに当たり傷をつけた。保険や補償問題の発生により学校と協議した結果、行政に働きかける事になった。また 6 月 16 日に文教福祉常任委員会行政視察団の視察の際、市議会議員に伝えているがフェンスの着工はなされていないので再度、法人を通じて市に要望をお願いしたい。

◆二日市北学童【トイレの増設について】

男女共用のトイレで、各部屋に個室の便器 2 個しかなくいつも満員。高学年の児童は男女共用であることに抵抗があり、特に女子は生理の問題もある。また男児用小便器もないため、個室のトイレで小便を済ませるため、

いつも尿で汚れている。そのため指導員は何度もトイレ掃除をしなければならず保育に支障をきたしている。この件も行政視察団の視察の際、市議会議員に伝えているが、毎年、施設工事要望書を提出しているが、法人からも要望をお願いしたい。

◆二日市北学童【学童室②の室内温度について、壁の補修について】

プレハブ建てのため、エアコンが効かず室内でも熱中症の症状を訴える児童が数名いる状況。経口補水液で対応するが、対症療法でしかないため解決には至らない。壁の老朽化によって隙間からムカデやアリが侵入している。屋根裏に断熱材を入れて欲しい。また壁の補修についても毎年、要望書を市に提出している。(執行部見解)運動場フェンスについては、市教委に進捗状況を確認したところ、フェンスは学校施設のため学校と協議中であるとの回答を得ている。またトイレの増設および壁の補修については、検討中との回答を得ている。執行部としても、今後、改修に向けて強く要望していく。

◆山口学童【ロッカーが壊れている。トイレの水が溜まらない。入口のドアの開閉がしづらい】

危ないし、何度言っても治らないので、修繕をお願いしたい。

(執行部見解)簡単な修理については指導員対応とし、業者による修理が必要な場合は教育委員会に要望している。

◆山口学童【おやつ是件】

延長の児童向けのおやつが必要ではないか、少なすぎ。おにぎりやパン、バナナなど少しお腹にたまるものを出して欲しい。

(執行部見解)クラブの運営費は児童1名につき月に1500円であり、全学童同じである。また平成28年4月の主任者会議で説明をしている範囲で検討するように指導員へ伝えている。

◆二日市学童【学童保育の利用に関して、保護者の勤務時間・日数等を考慮する必要がある】

現在、施設利用人数を超過しており、安全を確保するためには入所制限が必要である。ガイドラインに入所要件、待機児童対応についての記載はあるが、現在のところ実施されていないため、今後、入所要件の精査をしてはどうか。

(執行部見解)ガイドラインの入所要件にもある通り、子ども達の安全を守っていくためには、ある程度制限をしていかなければならない事も必要であると考え。しかしこのガイドラインは、当時の所管である子育て支援課と協議のうえ決定したものであるが、本当に入所制限をするのか、二日市北学童のように学校施設を借用し受入対応するのかは、今後、教育委員会との協議が必要であると考え。

(山口 武井理事)より、「おやつについて、延長の児童向けにおやつを用意するのではなく、延長の時間である18時から19時に出せないかという意味であった。」旨の説明がなされた。

(高木理事長)より、「確かに他の市などでは、別料金でオプションとして出しているところがあるが、ニーズとして本当に必要であるか、家庭によっては延長利用後、帰宅すれば夕食があり、パン等を食べていると夕食が入らないなどの問題もあると考える。おやつの内容については、学童によってはパンが出ているところもあるため各学童で話あっていただければ良い。今後、保護者へアンケートを取って本当に必要であるかを検討しなければならないと思う。まずアンケートの雛形を理事会に出して欲しい。」旨の回答がなされた。

(山口 石丸会長)より、「おやつはどこから仕入れしているのか。」旨の質問がなされた。

(高木理事長)より「基本的な仕入れ先はエフコープである。夏祭りや学童行事の際は別の仕入れ先から購入するなど工夫し、やりくりをしている。仕入れ先は、各学童保育所ごとに指導員に任せている。これについては数年前、全学童でまとめて生協やヤクルトを購入することを検討したが、指導員より、現場の声として子ども達の喜ぶもの内容のものを自分たちで選びたいからとの意見より任せている。」旨の説明がなされた。

(山口 石丸会長)より、「自由にどこから仕入れても良いという事か。値段が高いエフコープを別の業者に変えることはできないか。山口はおやつ代が少ないため、児童全員に同じものを提供できず別々のものを提供しているから、一括して本部で発注することは出来ないのか。」旨の質問がなされた。

(高木理事長)より、「各学童にお配りしているおやつ代は児童一人当たりの金額は同じである。また、特殊な場合をのぞき、基本的に子ども同士のトラブルを防ぐため同じものを提供すべきと考える。発注については事務局で一括注文する方法も考えたが、配達の問題もあるため、各学童保育所ごとに行っている。」旨の説明がなされた。

(山口 石丸会長)より、「仕入れ先を変えるのは構わないか。」旨の質問がなされた。

(高木理事長)より、「指導員会の中で、子どもの安心安全を考え、原則としてエフコープから仕入れするという経緯がある。あとは、指導員と保護者で話をしてもらえれば構わない。」旨の説明がなされた。

(二日市東 佐藤主任)より、「原則はエフコープから仕入れしているが、おやつ代のやりくりの中で、金額が不足した時などは、別の安いところで購入もしている。そのあたりは、融通をきかせている。」旨の補足がなされた。

(高木理事長)より、「手作りおやつ等については、指導員にも得意や不得意がある事に加え、市役所より衛生面の問題もあり好ましくないとの判断があり、出来る限り個包装されたお菓子が好ましい。しかし行事などで年に数回程度の提供する事は、衛生面に十分に気を付けることで可能であると考え。」旨の説明がなされた。

(二日市北 水田理事)より、「施設整備費用について、筑紫野市も予算があるのですぐに対応するのが厳しいことは理解できる。しかし毎年、要望書を提出しても改修が進まないのは、法人として要望する際の優先順位や市がどのような基準で対応して頂けるか、計画的に摺り合わせをした方が要望として通りやすいのでは。」旨の意見がなされた。

(高木理事長)より、「指導員からも何度言ってもなおらないとの意見を頂くが、昨年まで所管であった子育て支援課へ、何度も要望を出している。しかし、支援課としては、保育所も管轄であるため、学童だけに費用を割くわけにいかないため、毎回、優先順位を決めて行うとの回答にとどまっていた。今年度より教育委員会に所管が移り、一昨日、話をすることができた。その中で、各学童の要望は今年4月の段階で市へ提出していたが、軽微な修理については、『修繕改善要望書』を提出するという事になったため、再度提出予定である。しかし増改築に関しては、平成31年の子ども子育て新法施行を見据え、学校施設の利用が可能であるかを基準として、行政と協議していくことになっている。ただし二日市学童の建替えについては、老朽化による安心安全が守られない状態であり建て替えが急務であるという、28年1月に二日市学童保護者会から出された要望を理事会で審議してNPO法人全体の要望として提出し、市長からの回答を待っている状況である。二日市北学童および山口学童から出ている意見については29年度の予算化を考えて欲しいとお願いしている。」旨の説明がなされた。

(山口 石丸会長)より、「29年度になるのか。」旨の質問がなされた。

(高木理事長)より、「状況によっては、28年度の補正予算で対応していただける場合もある。」旨の説明がなされた。

(二日市北 水田理事)より、「山口学童のトイレの水がたまらないものも、29年になるのか。」旨の質問がなされた。

(高木理事長)より、「山口学童のトイレについては、その都度、見て頂いており、市の職員が確認に行くと、その際は、水は流れており問題がない。例えば児童が立て続きに使用した時などにタンクに水が溜まっていない状況で流れていないことはないか。」旨の質問がなされた。

(山口学童 武井理事)より、「そうではない。」旨の説明がなされた。

(山口 石丸会長)より、「ロッカーについては、棚が落ちているだけ。金具を買ってくればすぐ修理は出来る程度である。」旨の意見がなされた。

(高木理事長)より、「そういう事であれば、他の学童保育所さんは、指導員が修理したりする。それで対応できなければ市へ依頼することになる。」旨の説明がなされた。

(山口 石丸会長)より、「小さな修理は各学童でしても構わないのか。」旨の質問がなされた。

(高木理事長)より、「もちろん可能である。軽微な修理であれば指導員でも、保護者さんでも頼んでいただく事は構わない。市の備品であるから手を出したらいけないということではない。それでも直せないものは修繕要望だしてもらおう。」旨の説明がなされた。

(二日市北 水田理事)より、「以前、専務理事より、学童の建物、備品は筑紫野市が設置すると伺っている、二日市学童の建替えについては、筑紫野市から回答はあったのか。」旨の質問がなされた。

(高木理事長)より、「まだ無いため、一昨日話し合いをした。再度、市長からの回答を待つと伝えている。また、備品関係は全て設置者である市が対応するのが原則であるが、ドライバー1本、ネジ1本などで出来る範囲の軽微な修理などは、指導員でも保護者でもして頂けるのであれば構わない。それで対応できないものについては修繕改善要望書をだしていただきたい。」旨の説明がなされた。

(二北 水田理事)より「二日市北学童のトイレの増設は、修繕改善要望書で良いのか。」旨の質問がなされた。

(高木理事長)より、「それで良い。緊急性などを一緒に判断していく。」旨の説明がなされた。

(金森副理事長)より、「要望書を出すと、それをもとに市教育委員会より現地確認がある。市の確認の元、優先順位を決め 29 年度の予算にあげるとの回答を得ているので、要望を出して頂いたものについては現地確認をする。」旨の説明がなされた。

(二北 水田理事)より、「各学童保育所に要望書の様式はあるのか。」旨の質問がなされた。

(高木理事長)より、「所定の様式が学童にある。今年 4 月に提出して頂いているので、同じ内容を書く事になると思うがお願いしたい。」旨の説明がなされた。

#### 4. 理事長より「法人の在り方について」

(高木理事長)より「本日はお忙しい中お集まり頂いたにもかかわらず、開始時刻に間に合わず大変申し訳ない。まず本日の『法人の在り方』について説明をさせていただきます。なぜ私たち保護者が保育料 7500 円を納め、理事になったり、会長になったりするのか。一部の保護者の中には、必ずしも保護者経営でなくとも民間業者にお金を払えば、理事や会長にならずに済むから良いと思う方もいると思う。しかしそうなると 7500 円の保育料が維持できないかもしれない。また、私たち保護者が安心して子どもを預けることが出来るためには、指導員が必要であるという事。指導員の暮らしを守るため、給料、雇用を守っていかねばならない。そこに必ずついてくるのが人件費である。他にもおやつ代などの運営費もある。そういったものを保護者自身で決定していこうと思うからこそ、私たち保護者が理事、会長になるのだという事を保護者にも伝えて欲しい。

法人方針としては、指導員と理事、各学童運営の責任者である会長さんが法人の課題を共有して、具体的な行動計画に基づき協議を重ねる事により 28 年度重点課題の達成を成し遂げるのが今回の目的である。そのために共通理解をするという事。法人が持続して活動を続けるために、自分たちの子どもは私たち保護者と指導員と一緒に育てていくという考である。まず、法人組織の在り方に示す通り、法人存続と職員の雇用の安定は保護者にとっても必要不可欠である。私たちは単なる経営者ではないし、子どもを預けているだ

けの保護者でもない。保護者より預かった 7500 円の保育料を使いどのように運営していくのか、今日のように意見を交わすことが経営の一部になっている。民間業者との大きな違いは、学童の諸問題を職員の解雇や児童の退所で済ませることなく保護者経営の組織の中で職員や児童の伸長を図りつつ解決策を模索することにある。今回、ある学童保育所で問題が発生したが、専務理事が会長・理事などの役員と話合を持つことでしっかりと対応をして頂いた。民間であれば、指導員ひとりの解雇で済ませていたかもしれないが、法人の強みというのは、一人の声のみでその指導員の一生を左右する事はしない。そのような企業であれば、良い指導員でもいなくなってしまう。その指導員を大好きな児童もたくさんいるという事実。法人と保護者会が一体となって「自分たちの生活を守る為に指導員の雇用も守る」という意識浸透に取り組むことが重要。

◆児童の個人情報等の取扱いや協力体制についての「ルールづくり」を行い学校と連携を図る。

現在、お手帳を持っていないけれど学校では特別学級に入っている児童もいる。学校側との情報交換をする必要があるが、きちんと保護者へ説明をして学校へ情報を開示してもらうための了承を得るなど学童統一のルール作りが必要である。

◆正規職員の確保を重点課題とするが、人事管理委員会には「子どもの安心安全を守ることが出来る人物」を選考基準とする。また現在の職員の割合は正規 50 名、非正規 20 名程度であるが、非正規指導員が育たず辞めて他へいくという状況が見られる。法人は正規指導員の割合を多くして、指導員の入れ替わりを少なくしたい。人事管理委員には理事と指導員 1 名が入っていただいているが、自分の子どもを安心して預けられるかをふまえて面接にあたって頂いている。また人数確保は大事であるが、来るもの拒まずではなく保育の質を考えつつ永く勤められる人材を確保したい。

◆職員の労働環境整備に係る職員からの具体的な提案を理事会等で審議決定できるような関係性を目指す。そのためには職員自身も勤務労働条件についての学習会や運転資金と人件費の見通しも含めた研修会などを行い、自分たちの「職」を自分たちで確立する取り組みが必要と考える。定年まで働き続けられる職場環境を一緒に目指す。私たち理事や保護者は専門の経営者ではなく自分たちも本業では雇われている立場である。そんな私たちが指導員の処遇改善について労基法を勉強することは現実的ではない。だから指導員の先生自身でも、労基法について勉強していただき、おかしいところがあれば一緒に理事会で提案して服務規程を変えていく。その為に 8 月より処遇改善プロジェクトチームを立ち上げた次第である。指導員と話を交えながら処遇改善について考えていけたらとの思いからプロジェクトチームに指導員 4 名を公募した。しかしそこだけで決定するのではなく、主任者会議、学童の中で話し合いをしていただく中で 31 年の新法施行を目的に処遇改善を図るという方針である。」旨の説明がなされた。

(高木理事長)より、質問や意見が求められたが特になく法人方針についての説明は終了した。

(平山専務理事)より、協議事項はすべて終了したことが告げられた。次回理事会は 10 月 15 日(土)19 時 30 分からの予定である旨が伝えられ、散会した。

20 時 30 分終了